

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成21年10月1日(2009.10.1)

【公表番号】特表2009-509212(P2009-509212A)

【公表日】平成21年3月5日(2009.3.5)

【年通号数】公開・登録公報2009-009

【出願番号】特願2008-524191(P2008-524191)

【国際特許分類】

G 06 F 21/22 (2006.01)

H 04 M 3/42 (2006.01)

H 04 M 11/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 9/06 6 6 0 N

H 04 M 3/42 B

H 04 M 11/00 3 0 2

【手続補正書】

【提出日】平成21年7月24日(2009.7.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

状態の発生に応答して装置の機能性を自動的に変化させる方法であって、

前記装置にトラップをインストールすることと、

前記装置上で、装置の機能性を前記トラップにリンクさせることと、

前記装置上で、かつ前記インストールすることと前記リンクさせることとの後に、前記状態の発生を検出することと、

前記検出することに応答してのみ前記装置上で前記トラップを実行して、前記装置のユーザからの入力なしで前記装置の前記機能性を自動的に変化させることとを含む、方法。

【請求項2】

前記装置の前記機能性を変化させることは、前記装置の少なくとも1つのハードウェアリソースへのアクセスを不能にすることを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記状態と前記トラップの実行に応答して変化する前記装置の前記機能性とを指定するリンクコマンドを受信することをさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記リンクコマンドが信頼できるソースに由来することを確認するために、前記リンクコマンドを認証することをさらに含む、請求項3に記載の方法。

【請求項5】

前記リンクコマンドを認証することは、リンクコマンドに付随するシグネチャを、信頼できるソースに対応する格納されたシグネチャと比較することを含む、請求項4に記載の方法。

【請求項6】

前記装置の前記機能性を変化させることのできる装置ソフトウェアモジュールのアイデンティティを決定することと、

前記装置ソフトウェアモジュールの前記アイデンティティをトラップのアイデンティテ

イにリンクさせることとをさらに含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 7】

前記状態の発生は、前記装置におけるウィルスの検出を含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 8】

前記装置の前記機能性を変化させることは、前記装置の検疫を確立することを含む、請求項 7 に記載の方法。

【請求項 9】

検疫を確立することは、前記装置への入力を不能にすること、前記装置からの出力を不能にすること、前記装置の感染したプログラムを隔離すること、および装置ソフトウェアをスクラップすることの少なくとも 1 つを含む、請求項 8 に記載の方法。

【請求項 10】

状態の発生に応答して装置の指定された機能性を自動的に変化させるためのシステムであって、

前記装置にインストールされる装置エージェントと、

前記装置にインストールされるとともに、前記装置の前記指定された機能性を自動的に変化させるよう構成される少なくとも 1 つの装置ソフトウェアモジュールと、

前記装置にインストールされるとともに、前記状態の発生の前記装置による検出に応答してのみ前記装置上で自動的に実行するように適合されたソフトウェアトラップとを含み、

前記装置エージェントは、前記トラップの実行が前記装置のユーザからの入力なしで前記装置の前記指定された機能性を自動的に変化させるように、前記装置上で前記少なくとも 1 つの装置ソフトウェアモジュールを前記トラップにリンクさせるように構成かつ配置されている、システム。

【請求項 11】

前記装置の前記指定された機能性は、前記装置の少なくとも 1 つのハードウェアリソースへのアクセスを含む、請求項 10 に記載のシステム。

【請求項 12】

前記装置エージェントは、リンクコマンドを受信するように構成かつ配置されており、前記リンクコマンドは、前記状態と前記状態の発生に応答して変化する前記装置の前記指定された機能性とを識別する、請求項 10 に記載のシステム。

【請求項 13】

前記リンクコマンドを前記装置エージェントに供給するように構成かつ配置された管理サーバをさらに含む、請求項 12 に記載のシステム。

【請求項 14】

前記装置にインストールされたアンチウィルスソフトウェアをさらに含み、前記状態は、前記アンチウィルスソフトウェアによるウィルスの検出を含む、請求項 12 に記載のシステム。

【請求項 15】

前記装置エージェントは、ウィルスの検出に応答して前記トラップの実行時に前記管理サーバにメッセージを送信するように構成かつ配置されており、前記メッセージは、ウィルスに感染した装置ソフトウェアの識別を含む、請求項 14 に記載のシステム。

【請求項 16】

状態の発生に応答して装置の指定された機能性を自動的に変化させるためのシステムであって、

前記装置にインストールされ、前記状態の発生の前記装置による検出に応答してのみ前記装置上で自動的に実行するように適合されたソフトウェアトラップと、

前記装置にインストールされ、前記装置上で前記装置の前記機能性を前記トラップにリンクさせるための手段と、

前記装置にインストールされ、前記トラップの実行に応答して、前記装置のユーザからの入力なしで前記装置の前記機能性を自動的に変化させるための手段とを含む、システム

